

○創価大学データサイエンス教育推進センター規程

令和3年5月27日規程第539号

創価大学データサイエンス教育推進センター規程

(名称及び目的)

第1条 創価大学に、データサイエンス教育推進センター（以下、「センター」という。）を置く。

2 センターは、創価大学における数理・データサイエンス分野の教育をより一層充実させることで、数理・データサイエンス・AIのスキルを用いて社会の諸問題の解決に貢献し、データから価値を創造する人材の育成に、寄与することを目的とする。

3 センターは、創価大学学士課程教育機構に置く。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 数理・データサイエンス分野の授業科目並びに教育プログラムの点検、評価、改善・充実とその支援

(2) 前号のほか、本学の数理・データサイエンス分野の教育推進に係る事項

(3) データサイエンス教育に関する調査・研究

(4) センターの活動内容の広報

(5) 調査・研究資料の収集、整理及び保管

(6) 内外の教育機関との交流

(7) その他、前条の目的達成に必要な事項

(管理運営体制)

第3条 センターの運営のために重要な事項は、学士課程教育機構運営委員会（以下、「運営委員会」という。）において審議・承認する。

(組織)

第4条 センターに、センター長1名を置く。必要な場合は、副センター長を置くことができる。

2 センターにセンター員数名を置く。

(センター長)

第5条 センター長はセンターを統括する。

2 センター長は、学長が選考し、理事会が任免する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター員)

第6条 センター員には、次の者をあてる。

(1) センター長が推薦し、運営委員会の議を経て、選出された教員

(2) 学長が委嘱する教職員

2 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(特別センター員)

第7条 センターに特別センター員を置くことができる。

2 特別センター員については、別に定める。

(センター員会)

第8条 センターにセンター員会を設け、第2条に定める事業の遂行に関する事項を審議する。

2 センター員会は、センター長及びセンター員をもって構成する。

3 センター員会は、センター長がこれを招集し、議長となる。

(事務)

第9条 センターの運営に関わる事務は、総合学習支援オフィス学習支援課が所管する。

附 則

この規程は、令和3年5月27日から施行する。